

只木ゼミ前期第 12 問検察レジュメ(反対尋問)

文責:3 班

1. 「Ⅱ. 学説の検討」1 頁 25 行目以下において、「また、共同正犯の処罰根拠である一部実行全部責任の原則を前提とすると、(中略)共同の要件が不可欠であると考え」とあるが、これは弁護側の採用する犯罪共同説を前提としているからこそ出てくる考え方ではないか。
2. 「Ⅱ. 学説の検討」1 頁 31 行目以下において、「過失行為はもともと主観的方面において、意識的なものから無意識的なものにまたがる領域を占めるため」とあるが、意識的な過失行為とはどのようなものか。
3. 「Ⅱ. 学説の検討」2 頁 6 行目において、主観主義的な立場、客観主義的な立場と「どちらの考えに立ったとしても妥当的な結論を導くことはできない。」とあるが、その根拠は何か。
4. 「Ⅱ. 学説の検討」2 頁 26 行目において、「事前に具体的に予見可能な範囲の結果に限定されるべきである。」とあるが、弁護側がこのように考える具体的な理由は何か。